

○財務省告示第百二十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十六年三月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年四月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十
二回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項、第四十七条及び第六十
二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

										七	八	九	十	十	十	
										イ			イ	イ	ロ	
										払		振	最	発	発	
										込		替	低	行	行	
										金		単	額	争	争	
										額		位	面	入	入	
													金	札	札	
													金	発	発	
													金	行	行	
													金	争	争	
													金	格	格	
													金	日	日	
規	下	は	期	た	平	年										
定	、	、	が	金	成	一										
す	次	そ	銀	額	二	・										
る	号	の	行	を	十	七										
期	及	翌	休	支	六	パ										
日	び	営	業	払	年	ー										
に	第	業	日	う	九	セ										
つ	十	日	に	。た	月	ン										
い	五	に	当	だ	二	ト										
て	号	支	た	し	十											
	お	払	ら	、	日											
	い	う	と	算	を											
	て	（	き	出	支											
		）	払	し	払											
		以	き	し	し											
		て	き	し	し											

五
千
六
百
十
七
億
四
千
三
百
六
十
五
万
円

五
万
円

平
成
二
十
六
年
三
月
二
十
日

九
億
九
千
九
百
一
十
一
万
五
千
九
百
一
十
一
円
二
十

規
定
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。）、
は、
期
が
銀
行
休
業
日
に
当
た
る
と
き
た
金
額
を
支
払
う
。た
だ
し、
期
と
し、
次
の
算
式
に
よ
り、
平
成
二
十
六
年
九
月
二
十
日
を
支
払
う
。）、
次
の
算
式
に
よ
り、
年
一
・
七
パ
ー
セ
ン
ト

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期 以後の利子	毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日
十五	償還期限	て、その日以前六月間に属する
十六	償還金額	利子を払う。
十七	元利支額	平成五十六年三月二十日
十八	払込参加	日本銀行額面金額につき百円
十九	払込期日	財務大臣から通知を受けた者 平成二十六年三月二十日